

第169回国際研修 「薬物不法取引等犯罪対策の実務」

1 日程及び参加者

- 平成30年5月9日（水）から同年6月14日（木）まで
- 海外参加者16の国・地域から24名
- 国内参加者7名

2 研修概要

薬物不法取引等（違法薬物や規制薬物の不法な製造、販売、密輸及び所持を含む。）は、刑事司法機関が直面する最も深刻な地球規模の問題の一つである。薬物不法取引等は、薬物乱用を助長するのはもちろん、同取引に関与する犯罪組織に巨額な利益をもたらし、それら犯罪組織の維持や活動のための資金源となり、また、その利益の多くが、経済・金融の表舞台に流入して、経済・金融制度の廉潔性及び安定性を損ないかねない悪影響を及ぼすばかりか、薬物不法取引等による利益が国際的なテロ組織の資金源となっていることも指摘されている。

法執行機関は、先進的な捜査手法を駆使し、薬物不法取引等を抑圧すべく努力する必要がある。従来から、例えば、コントロールド・デリバリー、通信傍受及びおとり捜査等の手法が活用されてきた。

一方、薬物不法取引等の目的がもともと経済的利益の追求にあることからすれば、薬物不法取引等による利益や財産を犯罪者からはく奪することが最も効果的な対策となる。この観点から、マネーロンダリング行為を犯罪化し、的確に訴追することが重要である。それができれば、犯罪者から犯罪を続けるインセンティブを奪い、更なる犯罪等への再投資の資金源を枯渇させることができる。そうすれば、必然的に犯罪組織を弱体化させ、瓦解させることにつながる。

本研修では、薬物不法取引等の現状を把握した上で、現状に即した対策の実務に関する参加者の知識・理解を深め、それぞれの国内における刑事司法実務の改善につなげるとともに、互いの制度・実務に関する基礎的な理解を通じ、参加者各国間での捜査共助を始めとする国際協力の円滑な遂行に役立てる。

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

【客員専門家】

- ワサワット・チャワリッタムロン
タイ法務省特別捜査局テクノロジー・サイバー犯罪対策室サイバー犯罪一課長
- グレゴリー・マシュー・ミラード
米国司法省麻薬取締局極東部チェンマイ事務所駐在
- セルソ・エドゥアルド・ファリア・コラチニ
国連薬物犯罪事務所 犯罪防止刑事司法担当オフィサー

【外部講師】

- 金子 隆行 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課 警部
- 川瀬 泰治 関東信越厚生局麻薬取締部 国際情報課長
- 渡部 保寿 財務省大臣官房専門調査官
- 磯部 浩司 海上保安庁警備救難部国際刑事課 専門官
- 清野 憲一 東京地方検察庁 公判部長

以 上